公益財団法人加古川食肉公社旅費規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人加古川食肉公社定款（以下「定款」という。）第１３条及び第２６条の規定に基づき、公益財団法人加古川食肉公社（以下「公社」という。）の用務のために旅行する理事、監事、評議員及び職員等に対し、必要な事項を定めることを目的とする。

（旅行命令等）

第２条　旅行は理事長又はその委任を受けた者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

（旅費の支給）

第３条　　理事、監事、評議員及び職員等が旅行した場合には別表に定めるところにより旅費を支給する。

（旅費の計算）

第４条　旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。

（航空運賃）

第５条　　航空運賃は用務の性質上旅費命令者が特に必要があると認めた場合に限りこれを支給する。

（改廃）

第６条　この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

別表　（第３条関係）　　（単位：円）

種別／区分	交通費（(鉄道（バス含む）運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金)、(船賃、寝台料金、座席指定料金)、(車賃（鉄道以外を利用する陸路旅行))	宿泊費（１夜につき）	宿泊手当（１夜につき）
理事、監事及び評議員（ただし、加古川市職員であって選任された者を除く。）	※車賃(私有自動車等) 1㎞当たり１２円 ただし、市内又は近接地（高砂市・稲美町・播磨町）は、 半径1.4㎞から２㎞未満 …　４８円／回 半径２㎞から５㎞未満 …１２０円／回 半径５㎞以上 …２４０円／回 とする。	指定区域 １９，０００ 指定区域以外 １４，０００ ※「指定区域」は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、福岡県とする。	２，４００ 宿泊費に、朝食又は夕食の費用を含む場合 …２／３の額 朝食及び夕食の費用を含む場合 …１／３の額
理事、監事及び評議員（ただし、加古川市職員であって選任された者）並びに職員等	加古川市職員等旅費条例（昭和 63 年 12 月 22 日条例第 25 号）の規定を準用		

附　則

（施行期日）

１　この規程は、公益財団法人への移行登記の日から施行する。

（財団法人加古川食肉公社旅費規程の廃止）

２　財団法人加古川食肉公社旅費規程は、廃止する。

（経過措置）

３　この規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成 26 年 5 月 27 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 29 年 7 月 7 日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。